

令和 8 年度  
柏市健康福祉審議会  
全 体 会

会 議 資 料

令和 8 年 5 月 1 4 日

福祉部・健康医療部・こども部

## 目 次

|   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 柏市健康福祉審議会委員名簿               | 1  |
| 2 | 福祉部・健康医療部・こども部 幹部職員名簿       | 2  |
| 3 | 審議会の概要について                  |    |
|   | (1) 柏市健康福祉審議会の概要            | 3  |
|   | (2) 審議会条例改正の概要              | 4  |
| 4 | 各分科会等の概要について                |    |
|   | (1) 民生委員審査専門分科会（福祉政策課）      | 5  |
|   | (2) 障害者健康福祉専門分科会（障害福祉課）     | 6  |
|   | (3) 児童健康福祉専門分科会（こども政策課）     | 8  |
|   | (4) 高齢者健康福祉専門分科会（高齢者支援課）    | 10 |
|   | (5) 地域健康福祉専門分科会（福祉政策課）      | 12 |
|   | (6) 健康増進専門分科会（健康増進課）        | 13 |
|   | (7) 障害者健康福祉専門分科会審査部会（障害福祉課） | 14 |
| 5 | 資料                          |    |
|   | (1) 令和8年度柏市健康福祉審議会開催予定表     | 16 |
|   | (2) 柏市健康福祉審議会条例             | 17 |
|   | (3) 柏市健康福祉審議会運営要領           | 23 |

# 1 柏市健康福祉審議会委員名簿

(敬称略, 50音順)

| No. | 氏名      | よみ         | 所属等               |
|-----|---------|------------|-------------------|
| 1   | 阿井 貴 広  | あい たかひろ    | 公募委員              |
| 2   | 秋谷 正    | あきや ただし    | 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会  |
| 3   | 阿部 孝    | あべ たかし     | 柏市ふるさと協議会連合会      |
| 4   | 飯島 勝 矢  | いいじま かつや   | 東京大学高齢社会総合研究機構    |
| 5   | 石原 芳 郎  | いしはら よしお   | 柏市民生委員児童委員協議会     |
| 6   | 伊藤 祐 美  | いとう ゆみ     | 柏市私立幼稚園協会         |
| 7   | 伊藤 嘉 章  | いとう よしあき   | 柏市小中学校長会          |
| 8   | 宇佐見 さくら | うさみ さくら    | 柏市老人福祉施設連絡協議会     |
| 9   | 大久保 夏 樹 | おおくぼ なつき   | 社会福祉法人 ワーナーホーム    |
| 10  | 大塚 紫 乃  | おおつか しの    | 江戸川大学             |
| 11  | 大塚 昌 孝  | おおつか まさたか  | 一般社団法人 柏市薬剤師会     |
| 12  | 大村 美 保  | おおむら みほ    | 筑波大学              |
| 13  | 岡田 剛    | おかだ つよし    | 一般社団法人 柏市医師会      |
| 14  | 沖 正 弘   | おき まさひろ    | 一般社団法人 柏労働基準協会    |
| 15  | 織田 暁 寿  | おだ あきとし    | 一般社団法人 柏市医師会      |
| 16  | 賀 数 佳 子 | かず よしこ     | 柏市民生委員児童委員協議会     |
| 17  | 加藤 理津子  | かとう りつこ    | 東京家政学院大学          |
| 18  | 金子 洋 子  | かねこ ひろこ    | 柏市民生委員児童委員協議会     |
| 19  | 金田 しおみ  | かねだ しおみ    | 柏市介護サービス事業者協議会    |
| 20  | 工藤 淑 子  | くどう としこ    | 柏市地域包括支援センター運営協議会 |
| 21  | 小島 幸 江  | こじま ゆきえ    | 東葛北部地域産業保健センター    |
| 22  | 古関 佐枝子  | こせき さえこ    | 柏市ひとり親福祉会         |
| 23  | 小山 直 樹  | こやま なおき    | 一般社団法人 柏歯科医師会     |
| 24  | 齊藤 泉    | さいとう いずみ   | 一般社団法人 柏市薬剤師会     |
| 25  | 齊藤 志 帆  | さいとう しほ    | 柏市介護支援専門員協議会      |
| 26  | 佐藤 健一郎  | さとう けんいちろう | 柏商工会議所            |
| 27  | 高野 龍 昭  | たかの たつあき   | 学校法人 東洋大学         |
| 28  | 高橋 章 二  | たかはし しょうじ  | 柏市ふるさと協議会連合会      |
| 29  | 寺田 英 史  | てらだ ひでふみ   | 一般社団法人 柏歯科医師会     |
| 30  | 豊田 宗 裕  | とよだ むねひろ   | 学校法人東京聖徳学園        |
| 31  | 中川 博    | なかがわ ひろし   | 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会  |
| 32  | 中込 敦 士  | なかごみ あつし   | 千葉大学予防医学センター      |
| 33  | 中村 幸 子  | なかむら さちこ   | 柏市中心身障害者福祉連絡協議会   |
| 34  | 林 恵 子   | はやし けいこ    | 柏市私立認可保育園協議会      |
| 35  | 藤田 哲 也  | ふじた てつや    | 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会  |
| 36  | 松浦 俊 弥  | まつうら としや   | 淑徳大学              |
| 37  | 松見 和 樹  | まつみ かずき    | 千葉県立柏特別支援学校       |
| 38  | 松本 文    | まつもと あや    | 柏市民健康づくり推進員連絡協議会  |
| 39  | 三浦 邦 彦  | みうら くにひこ   | 柏市小中学校長会          |
| 40  | 水野 誠 志  | みずの まさし    | 柏市認定こども園協議会       |
| 41  | 向井 正直   | むかい まさなお   | 柏市ふるさと協議会連合会      |
| 42  | 村上 広 子  | むらかみ ひろこ   | 柏市民健康づくり推進員連絡協議会  |
| 43  | 村本 浩 子  | むらもと ひろこ   | 地域包括支援センター長       |

## 2 福祉部・健康医療部・こども部 幹部職員名簿

|       | 役 職                  | 氏 名     | よみ          |
|-------|----------------------|---------|-------------|
| 福祉部   | 福祉部長                 | 矢 部 裕美子 | やべ ゆみこ      |
|       | 福祉政策課長               | 宮 脇 護   | みやわき まもる    |
|       | 指導監査課長               | 杉 森 弘   | すぎもり ひろし    |
|       | 障害福祉課長               | 土 屋 政 人 | つちや まさと     |
|       | 生活支援課長               | 野 澤 資 子 | のざわ よしこ     |
| 健康医療部 | 健康医療部長               | 小 倉 孝 之 | おぐら たかゆき    |
|       | 理事(保険年金・介護保険・地域包括担当) | 真 田 理 江 | さなだ りえ      |
|       | 理事(市立病院・老健担当)        | 岡 村 秀 明 | おかむら ひであき   |
|       | 保健所長                 | 井 内 努   | いうち つとむ     |
|       | 健康政策課長               | 宗 得 貴 之 | そうとく たかゆき   |
|       | 高齢者支援課長              | 島 澤 智 宏 | しまざわ ともひろ   |
|       | 地域包括支援課長             | 小 出 嘉 則 | こいで よしのり    |
|       | 健康増進課長               | 齊 藤 清 一 | さいとう きよかず   |
|       | 保険年金課長               | 柳 川 行 秀 | やながわ ゆきひで   |
|       | 国民年金室長               | 松 崎 佳 呼 | まつざき よしこ    |
|       | 地域医療推進課長             | 大 滝 修 一 | おおたき しゅういち  |
|       | 医療公社管理課長             | 近 藤 裕 人 | こんどう ひろひと   |
|       | 総務企画課長               | 浅 野 美穂子 | あさの みほこ     |
|       | 保健予防課長               | 荒 巻 麻衣子 | あらまき まいこ    |
|       | 生活衛生課長               | 沖 本 雅 樹 | おきもと まさき    |
|       | 動物愛護ふれあいセンター所長       | 芳 川 恵 一 | よしかわ けいいち   |
|       | 衛生検査課長               | 赤 池 孝 至 | あかいけ たかし    |
| こども部  | こども部長                | 依 田 森 一 | よだ しんいち     |
|       | こども政策課長              | 小 倉 恵 美 | おぐら えみ      |
|       | 子育て支援課長              | 仁 尾 順 一 | にお じゅんいち    |
|       | こども福祉課長              | 佐 伯 淳 史 | さえき あつし     |
|       | こども相談センター所長          | 野 戸 史 樹 | のと ふみき      |
|       | 母子保健課長               | 星 裕 子   | ほし ゆうこ      |
|       | 保育運営課長               | 石 原 祐一郎 | いしはら ゆういちろう |
|       | こども発達センター所長          | 林 知 貴   | はやし ともたか    |
|       | こども発達センターキッズルーム所長    | 野 辺 玲 子 | のべ れいこ      |

### 3 審議会の概要について

#### (1) 柏市健康福祉審議会の概要

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 設置 | 地方自治法第138条の4第3項の規定(附属機関の設置)   |
| 目的 | 本市の健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進   |
| 体制 | 健康福祉審議会の全体会を設置, その下に各専門分科会を設置 |
| 参考 | 柏市健康福祉審議会条例, 柏市健康福祉審議会運営要領    |

| 健康福祉審議会 全体会             |  |   |                         |                         |   |
|-------------------------|--|---|-------------------------|-------------------------|---|
| 全体会会長1名 全体会副会長1名 福祉政策課  |  |   |                         |                         |   |
| 民生委員審査<br>専門分科会         | 障害者健康福祉<br>専門分科会                           | 児童健康福祉<br>専門分科会                               | 高齢者健康福祉<br>専門分科会        | 地域健康福祉<br>専門分科会         | 健康増進<br>専門分科会 <span style="float: right;">追加</span> |
| 民生委員の適否の<br>審査に関する事項    | 身体障害者, 知的障<br>害者及び精神障害<br>者の健康福祉に関<br>する事項 | 児童及び母子の健<br>康福祉, 認定こども<br>園法第25条の規定<br>に関する事項 | 高齢者の健康福祉<br>に関する事項      | 地域における健康<br>福祉に関する事項    | 健康づくり, 疾病予<br>防及び生活の質の<br>向上に関する事項                  |
| 分科会長1名<br>副分科会長1名<br>委員 | 分科会長1名<br>副分科会長1名<br>委員                    | 分科会長1名<br>副分科会長1名<br>委員                       | 分科会長1名<br>副分科会長1名<br>委員 | 分科会長1名<br>副分科会長1名<br>委員 | 分科会長1名<br>副分科会長1名<br>委員                             |
| 福祉政策課                   | 障害福祉課                                      | こども政策課  | 高齢者支援課                  | 福祉政策課                   | 健康増進課   |
| 障害者健康福祉専門分科会審査部会        |  | 部会長1名 副部会長1名 臨時委員                             |                         | 市立病院事業検討専門分科会は休会中       |   |

## (2) 審議会条例改正の概要

柏市健康福祉審議会条例の一部を改正し「健康増進専門分科会」を追加しました

### 健康増進に関する審議事項

これまで「柏市保健衛生審議会(※柏市保健所条例で設置)」で審議



組織改編により  
健康増進を所管する部署(健康増進課)が  
保健所から健康医療部に移管したため

「柏市健康福祉審議会」での審議へ移行

### 柏市健康福祉審議会条例の改正箇所

- |     |   |
|-----|---|
| 第2条 | 「健康増進に関する事項を調査審議すること」を追加  |
| 第3条 | 選出区分に「健康増進事業に従事する者」を追加<br><br>健康づくり, 疾病予防及び生活の質の向上に関する<br>事項を調査審議するため<br><br>定数を「50名以内」に変更<br><br>健康づくり, 疾病予防といった幅広い分野において,<br>多様な専門家から多面的な意見を取り入れるため<br>改正前: 35名以内 |
| 第7条 | 「健康増進専門分科会」を追加  |
| 第9条 | 「健康増進専門分科会 健康増進に関する事項」を追加   |

## 4 各分科会等の概要について

### (1) 民生委員審査専門分科会（福祉政策課）

|  |
|--|
| <b>1 分科会の名称</b>  |
| 民生委員審査専門分科会  |
| <b>2 審議事項（所掌事務）</b>  |
| (1) 根拠<br>柏市健康福祉審議会条例第7条第1号及び第8条<br>(2) 所掌事務<br>民生委員の適否の審査に関する事項   |
| <b>3 開催頻度</b>  |
| 年1回程度  |
| <b>4 令和7年度の開催内容</b>  |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和8年1月30日（金）午後2時～午後4時<br>会場：ラコルタ柏2階講座室<br>方法：公開，対面<br>議題：ア 民生委員・児童委員の委嘱状況と一斉改選について<br>イ 現状の課題と必要な対応案について<br>ウ 取組の提案<br>エ 事務改善 |
| <b>5 令和8年度の開催内容（予定）</b>  |
| <b>【第1回】</b><br>時期：1月頃<br>会場：未定<br>方法：公開，対面<br>議題：未定   |
| <b>6 事務局（担当部署）</b>   |
| 部署名： 柏市 福祉部 福祉政策課 総務係<br>所在地： 柏市柏五丁目10番1号（別館2階）<br>連絡先： 04-7167-1131（内線：771-2603）  |

## (2) 障害者健康福祉専門分科会（障害福祉課）

|   |
|---|
| <b>1 分科会の名称</b>   |
| 障害者健康福祉専門分科会  |
| <b>2 審議事項（所掌事務）</b>   |
| (1) 根拠<br>柏市健康福祉審議会条例第7条第2号及び第9条第1号<br>(2) 所掌事務<br>身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項  |
| <b>3 開催頻度</b>   |
| 年3回程度   |
| <b>4 令和7年度の開催内容</b>   |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和7年8月7日（木）午前10時～午前11時<br>会場：柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター<br>方法：公開，対面とWeb形式の併用<br>議題：ア ノーマライゼーションかしわプラン2024 令和6年度実績報告について<br>イ 障害者計画策定のための基礎調査について                             |
| <b>【第2回】</b><br>時期：令和7年11月20日（木）午前10時～午前10時40分<br>会場：柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター<br>方法：公開，対面とWeb形式の併用<br>議題：ア 次期ノーマライゼーションプラン策定のための基礎調査結果（速報）について<br>イ 柏市障害者計画策定のための基礎調査結果報告書（構成案およびページイメージ）について |
| <b>【第3回】</b><br>時期：令和8年2月12日（木）午前10時～午前11時30分<br>会場：柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター<br>方法：公開，対面とWeb形式の併用<br>議題：ア 柏市障害者計画策定のための基礎調査結果報告書について<br>イ 柏市障害者基本計画の計画期間の変更について<br>ウ 次期ノーマライゼーションかしわプラン骨子について |
| <b>5 令和8年度の開催内容（予定）</b>   |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和8年8月6日（木）午前10時～正午<br>会場：柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター<br>方法：公開，対面とWeb形式の併用<br>議題：ア ノーマライゼーションかしわプラン2024 令和7年度実績報告について<br>イ ノーマライゼーションかしわプラン2027 総論及び重点施策に                     |

ついて

**【第2回】**

時期：令和8年10月1日（木）午前10時～正午

会場：柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター

方法：公開，対面とWeb形式の併用

議題：ノーマライゼーションかしわプラン2027 各論について

**【第3回】**

時期：令和9年2月18日（木）午前10時～正午

会場：柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター

方法：公開，対面とWeb形式の併用

議題：ア ノーマライゼーションかしわプラン2027 パブリックコメント  
結果について

イ ノーマライゼーションかしわプラン2027案について

**6 事務局（担当部署）**

部署名： 柏市 福祉部 障害福祉課 企画総務係

所在地： 柏市柏五丁目10番1号（別館2階）

連絡先： 04-7167-1136（内線：771-2412）

(3) 児童健康福祉専門分科会（こども政策課）

|   |
|---|
| <b>1 分科会の名称</b>   |
| 児童健康福祉専門分科会   |
| <b>2 審議事項（所掌事務）</b>   |
| (1) 根拠<br>柏市健康福祉審議会条例第7条第3号及び第9条第2号<br>(2) 所掌事務<br>児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項  |
| <b>3 開催頻度</b>   |
| 年1～3回程度   |
| <b>4 令和7年度の開催内容</b>   |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和7年8月25日（月）午後2時～午後3時30分<br>会場：分室3第4会議室<br>方法：公開，対面<br>議題：ア 乳児等通園支援事業の認可に係る意見聴取について<br>イ TeToTe の利用状況等について<br>ウ プレコンセプションケア推進事業                            |
| <b>【第2回】</b><br>時期：令和7年10月6日（月）午後2時～午後3時30分<br>会場：分室3第4会議室<br>方法：公開，対面<br>議題：ア 幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業の設置の認可に係る意見聴取について<br>イ 「（仮称）柏市こども・若者相談センター」の進捗について<br>ウ キッズルームの一元化について |
| <b>【第3回】</b><br>時期：令和8年2月27日（金）午後3時～午後4時<br>会場：分室3第4会議室<br>方法：公開，対面<br>議題：ア 保育所及び地域型保育事業の設置の認可に係る意見聴取について<br>イ 乳児等通園支援事業の認可に係る意見聴取について<br>ウ 児童福祉法第33条の15第1項の規定に基づく報告          |
| <b>5 令和8年度の開催内容（予定）</b>   |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和8年8月24日（月）午後2時～午後5時<br>※子ども・子育て会議の後，同日に開催予定<br>（上記時間は子ども・子育て会議の時間を含む）<br>会場：分室3 第4会議室<br>方法：公開，対面<br>議題：未定   |

|   |
|---|
| 第2回以降の開催は未定   |
| <b>6 事務局（担当部署）</b>  |
| 部署名： 柏市 こども部 こども政策課 企画政策係<br>所在地： 柏市柏五丁目10番1号（別館3階）<br>連絡先： 04-7167-2692（内線：771-2478） |

#### (4) 高齢者健康福祉専門分科会（高齢者支援課）

|   |
|---|
| <b>1 分科会の名称</b>   |
| 高齢者健康福祉専門分科会  |
| <b>2 審議事項（所掌事務）</b>   |
| (1) 根拠<br>柏市健康福祉審議会条例第7条第4号及び第9条第3号<br>(2) 所掌事務<br>高齢者の健康福祉に関する事項   |
| <b>3 開催頻度</b>   |
| 年2～6回程度   |
| <b>4 令和7年度の開催内容</b>   |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和7年8月7日（木）午前10時～正午<br>会場：柏地域医療連携センター1階研修室<br>方法：公開，対面<br>報告：ア 第9期柏市高齢者いきいきプラン2.1の実績について（令和6年度）<br>議題：ア 第10期柏市高齢者いきいきプラン2.1の策定に向けた調査について<br>イ 柏市老人福祉センター条例等の改正について   |
| <b>【第2回】</b><br>時期：令和8年2月5日（木）午前10時～正午<br>会場：柏地域医療連携センター1階研修室<br>方法：公開，対面<br>議題：ア 第10期柏市高齢者いきいきプラン2.1の策定に向けた調査の結果について<br>イ 柏市と他自治体との比較分析について<br>ウ 「柏市老人福祉センター条例」及び「柏市老人福祉センター条例施行規則」の改正案について<br>エ 「柏市介護保険条例」の改正案について<br>報告：第10期柏市高齢者いきいきプラン策定に向けた市民ワークショップの実施について |
| <b>5 令和8年度の開催内容（予定）</b>   |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和8年5月28日（木）午前10時～正午<br>会場：分室3第4会議室<br>方法：公開，対面<br>議題：未定   |
| <b>【第2回】</b><br>時期：令和8年8月13日（木）午前10時～正午<br>会場：分室3第4会議室  |

|  |
|--|
| <p>方法：公開，対面<br/> 議題：未定</p> <p><b>【第3回】</b><br/> 時期：令和8年10月15日（木）午前10時～正午<br/> 会場：分室3第4会議室<br/> 方法：公開，対面<br/> 議題：未定</p> <p><b>【第4回】</b><br/> 時期：令和8年11月26日（木）午前10時～正午<br/> 会場：分室3第4会議室<br/> 方法：公開，対面<br/> 議題：未定</p> <p><b>【第5回】</b><br/> 時期：令和8年12月24日（木）午前10時～正午<br/> 会場：分室3第4会議室<br/> 方法：公開，対面<br/> 議題：未定</p> <p><b>【第6回】</b><br/> 時期：令和9年2月4日（木）10時～正午<br/> 会場：分室3第4会議室<br/> 方法：公開，対面<br/> 議題：未定</p> |
| <b>6 事務局（担当部署）</b>   |
| <p>部署名： 柏市 健康医療部 高齢者支援課 計画調整係<br/> 所在地： 柏市柏五丁目10番1号（別館2階）<br/> 連絡先： 04-7168-1996（内線：771-2443）</p>  |

(5) 地域健康福祉専門分科会（福祉政策課）

|  |
|--|
| <b>1 分科会の名称</b>  |
| 地域健康福祉専門分科会  |
| <b>2 審議事項（所掌事務）</b>  |
| (1) 根拠<br>柏市健康福祉審議会条例第7条第5号及び第9条第4号<br>(2) 所掌事務<br>地域における健康福祉に関する事項  |
| <b>3 開催頻度</b>  |
| 年1～4回程度  |
| <b>4 令和7年度の開催内容</b>  |
| 時期：令和8年2月19日（木）午後2時～午後3時45分<br>会場：ラコルタ柏2階 多目的研修室1・2<br>方法：公開，対面<br>議題：ア 第5期柏市地域健康福祉計画の進捗管理について<br>イ 令和7年度重層的支援体制整備事業の進捗と令和8年度からの取組方針について |
| <b>5 令和8年度の開催内容（予定）</b>  |
| 時期：令和9年2月18日（木）午後2時～午後4時<br>会場：ラコルタ柏4階 集会室1・2・3<br>方法：公開，対面<br>議題：ア 第5期柏市地域健康福祉計画の進捗管理について<br>イ その他報告事項                                  |
| <b>6 事務局（担当部署）</b>   |
| 部署名： 柏市 福祉部 福祉政策課 政策係<br>所在地： 柏市柏五丁目10番1号（別館2階）<br>連絡先： 04-7167-1131（内線：771-2637）  |

(6) 健康増進専門分科会（健康増進課）

|   |
|---|
| <b>1 分科会の名称</b>   |
| 健康増進専門分科会   |
| <b>2 審議事項（所掌事務）</b>   |
| (1) 根拠<br>柏市健康福祉審議会条例第7条第6号及び第9条第5号<br>(2) 所掌事務<br>健康増進に関する事項   |
| <b>3 開催頻度</b>   |
| 年1回程度   |
| <b>4 令和7年度の開催内容</b>   |
| 令和7年度までは柏市保健衛生審議会で審議<br>【第1回】<br>時期：令和8年1月15日（木）午後2時～3時30分<br>会場：ウェルネス柏 大会議室<br>方法：公開，対面とウェブ形式との併用<br>議題：第2次柏市健康増進計画の進捗管理について |
| <b>5 令和8年度の開催内容（予定）</b>   |
| 【第1回】<br>時期：令和8年9月3日（木）午後2時～4時<br>会場：ウェルネス柏 研修室<br>方法：公開，対面とウェブ形式との併用<br>議題：未定  |
| <b>6 事務局（担当部署）</b>  |
| 部署名： 柏市 健康医療部 健康増進課 総務係<br>所在地： 柏市柏下65番地1（ウェルネス柏3階）<br>連絡先： 04-7167-1256（内線：771-307, 352）                                     |

(7) 障害者健康福祉専門分科会審査部会（障害福祉課）

|  |
|--|
| <b>1 審査部会の名称</b>   |
| 障害者健康福祉専門分科会審査部会   |
| <b>2 審議事項（所掌事務）</b>  |
| (1) 根拠<br>柏市健康福祉審議会条例第10条<br>(2) 所掌事務<br>障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。<br>ア 身体障害者の障害程度の審査に関する事項<br>イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項<br>ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定に関する事項 |
| <b>3 開催頻度</b>  |
| 年3回程度  |
| <b>4 令和7年度の開催内容</b>  |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和7年6月25日(水)午後7時～午後7時40分<br>方法：非公開，Web形式<br>議題：ア 身体障害者福祉法第15条第1項指定医の指定について<br>イ 障害者総合支援法第54条第2項(精神通院医療に係るものを除く)に基づく指定自立支援医療機関の指定について  |
| <b>【第2回】</b><br>時期：令和7年10月29日(水)午後7時～午後7時30分<br>方法：非公開，Web形式<br>議題：ア 身体障害者福祉法第15条第1項指定医の指定について<br>イ 障害者総合支援法第54条第2項(精神通院医療に係るものを除く)に基づく指定自立支援医療機関の指定について   |
| <b>【第3回】</b><br>時期：令和8年2月25日(水)午後7時～午後7時40分<br>方法：非公開，Web形式<br>議題：ア 身体障害者福祉法第15条第1項指定医の指定について<br>イ 障害者総合支援法第54条第2項(精神通院医療に係るものを除く)に基づく指定自立支援医療機関の指定について  |
| <b>5 令和8年度の開催内容（予定）</b>  |
| <b>【第1回】</b><br>時期：令和8年6月24日（水）午後7時～<br>方法：非公開，Web形式<br>議題：ア 身体障害者福祉法第15条第1項指定医の指定について<br>イ 障害者総合支援法第54条第2項(精神通院医療に係るものを除く)  |

に基づく指定自立支援医療機関の指定について

**【第2回】**

時期：令和8年10月28日（水）午後7時～

方法：非公開，Web形式

議題：ア 身体障害者福祉法第15条第1項指定医の指定について  
イ 障害者総合支援法第54条第2項(精神通院医療に係るものを除く)

**【第3回】**

時期：令和8年2月24日（水）午後7時～

方法：非公開，Web形式

議題：ア 身体障害者福祉法第15条第1項指定医の指定について  
イ 障害者総合支援法第54条第2項(精神通院医療に係るものを除く)

※議題及び会の終了時間については，案件により変動あり。

**6 事務局（担当部署）**

部署名： 柏市 福祉部 障害福祉課 手帳・給付係

所在地： 柏市柏五丁目10番1号（別館2階）

連絡先： 04-7167-1136（内線：771-2420）

## 5 資料

### (1) 令和8年度柏市健康福祉審議会開催予定表

| 開催月 | 全体会                          | 分科会         |                                    |                                      |                                       |                              |                                     | 審査部会   |
|-----|------------------------------|-------------|------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|--|
|     |                              | 民生委員        | 障害者                                | 児童                                   | 高齢者                                   | 地域                           | 健康                                  | 障害者  |
|     |                              | 福祉政策課       | 福祉政策課                              | 障害福祉課                                | こども政策課                                | 高齢者支援課                       | 福祉政策課                               | 健康増進課  |
| 4月  |                              |             |                                    |                                      |                                       |                              |                                     |  |
| 5月  | 【第1回】<br>5月14日(木)<br>ラコルタ柏4階 |             |                                    |                                      | 【第1回】<br>5月28日(木)<br>市役所分室3第<br>4会議室  |                              |                                     |  |
| 6月  |                              |             |                                    |                                      |                                       |                              |                                     | 【第1回】<br>6月24日(水)<br>障害者活動セン<br>ター(非公開,<br>Web)  |
| 7月  |                              |             |                                    |                                      |                                       |                              |                                     |  |
| 8月  |                              |             | 【第1回】<br>8月6日(木)<br>障害者活動セン<br>ター  | 【第1回】<br>8月24日(月)<br>市役所分室3第<br>4会議室 | 【第2回】<br>8月13日(木)<br>市役所分室3第<br>4会議室  |                              |                                     |  |
| 9月  |                              |             |                                    |                                      |                                       |                              | 【第1回】<br>9月3日(木)<br>ウェルネス柏4<br>階研修室 |  |
| 10月 |                              |             | 【第2回】<br>10月1日(木)<br>障害者活動セン<br>ター |                                      | 【第3回】<br>10月15日(木)<br>市役所分室3第<br>4会議室 |                              |                                     | 【第2回】<br>10月28日(水)<br>障害者活動セン<br>ター(非公開,<br>Web) |
| 11月 |                              |             |                                    |                                      | 【第4回】<br>11月26日(木)<br>市役所分室3第<br>4会議室 |                              |                                     |  |
| 12月 |                              |             |                                    |                                      | 【第5回】<br>12月24日(木)<br>市役所分室3第<br>4会議室 |                              |                                     |  |
| 1月  |                              | 【第1回】<br>未定 |                                    |                                      |                                       |                              |                                     |  |
| 2月  |                              |             | 【第3回】<br>2月18日(木)<br>障害者活動セン<br>ター |                                      | 【第6回】<br>2月4日(木)<br>市役所分室3第<br>4会議室   | 【第1回】<br>2月18日(木)<br>ラコルタ柏4階 |                                     | 【第3回】<br>2月24日(水)<br>障害者活動セン<br>ター(非公開,<br>Web)  |
| 3月  |                              |             |                                    |                                      |                                       |                              |                                     |  |

※各分科会及び審査部会の詳細については、決まり次第、各担当課より通知いたします。

## (2) 柏市健康福祉審議会条例

平成19年12月26日

条例第46号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（法第12条第1項に規定する事項を含む。）を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

（平25条例33・令8条例10・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第25条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、健康増進に関する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (5) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

（平25条例33・令8条例10・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 健康増進事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 本市の住民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平29条例10・令8条例10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の

議決に代えることができる。

- 6 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員及び議事に関係のある臨時委員に報告しなければならない。

(令2条例30・一部改正)

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者健康福祉専門分科会
- (3) 児童健康福祉専門分科会
- (4) 高齢者健康福祉専門分科会
- (5) 地域健康福祉専門分科会
- (6) 健康増進専門分科会
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(令8条例10・一部改正)

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。
- 3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項から第6項までの規定中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
- 5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(令2条例30・一部改正)

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項
- (2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項
- (3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
- (4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項
- (5) 健康増進専門分科会 第2条第3号に規定する事項
- (6) 第7条第7号の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。

4 審議会は、第1項各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例33・平29条例10・令8条例10・一部改正)

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定に関する事項

3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の

互選によりこれを定める。

5 第5条（第1項を除く。）及び第6条の規定は、審査部会について準用する。

6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（平25条例24・一部改正）

（意見の聴取等）

第11条 審議会、専門分科会及び審査部会（以下「審議会等」という。）は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（社会福祉法等との関係）

第12条 民生委員審査専門分科会は、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

2 障害者健康福祉専門分科会は、法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。

3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。

4 審査部会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会とする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（柏市附属機関設置条例の一部改正）

2 柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則（平成25年条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第33号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第10号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (3) 柏市健康福祉審議会運営要領

制定 平成28年 4月 1日

施行 平成28年 4月 1日

#### 1 趣旨

この要領は、柏市健康福祉審議会条例（平成19年12月26日条例第46号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 審議会の組織及び運営

次に掲げる事項について書面により行うことができるものとする。

(1) 条例第2条に規定する諮問

(2) 条例第3条第3項に規定する委員及び臨時委員の委嘱

(3) 条例第5条第1項に規定する会長及び副会長の、委員による互選

(4) 条例第8条第2項及び第9条第2項に規定する各専門分科会に属する委員及び臨時委員の、会長による指名

(5) 条例第8条第4項及び第9条第3項に規定する第5条第1項の準用する、各専門分科会長及び副会長の、委員による互選

(6) 条例第10条第3項に規定する審査部会に属する委員及び臨時委員の、会長による指名

(7) 条例第10条第4項に規定する審査部会長及び副部会長の、委員による互選

(8) その他、審議会の組織及び運営の手續きに係る事務

#### 3 補則

この要領に定めるもののほか審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。